

厚木市職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（案）について

(1) 改定の内容

ア 給料月額の上上げ（給料表の上上げ）

対象となる職員の上上げ率：平均0.27%（給料月額で平均880円の増）

(ア) 行政職（1）：平均0.27%の上上げ（給料月額で平均853円の増）

(イ) 行政職（2）：上上げの改定は行いますが、対象となる職員はいません。

(ウ) 消防職：平均0.42%の上上げ（給料月額で平均1,309円の増）

※ 特定任期付職員も同様に上上げの改定は行いますが、対象となる職員はいません。

※ 再任用職員は人事院勧告に準じて、上上げの改定は行いません。

※ 参考

給料月額の上上げ額について（行政職（1）大卒採用のモデル給与の場合）

- | | |
|---------------|--------------------------|
| ① 初任給 | : 3,000円の上上げ |
| ② 20歳台 | : 2,500円から3,000円までの間の上上げ |
| ③ 30歳台前半 | : 900円から2,500円までの間の上上げ |
| ④ 30歳台後半～50歳台 | : 上上げなし |

イ 勤勉手当の上上げ

勤勉手当を0.10月上上げ

期末手当（年間2.40月）を含めた年間支給月数 4.30月 → 4.40月

(ア) 令和4年度について

6月期の勤勉手当：0.95月（支給済み）

12月期の勤勉手当：0.95月から1.05月に上上げ（0.10月上上げ）

年間の支給月数：1.90月から2.00月に上上げ（0.10月上上げ）

(イ) 令和5年度以降について

6月期の勤勉手当：0.95月から1.00月に上上げ（0.05月上上げ）

12月期の勤勉手当：1.05月から1.00月に引下げ（0.05月引下げ）

年間の支給月数：2.00月

(2) 一般職の場合

年間 4.30月 → 4.40月 (0.10月引上げ)

※ 一般職員数 1,412人 (令和4年6月1日現在、一般会計ベース)

※ 勤勉手当引上げに伴う影響額 (給料月額引上げ含む)

・一般職員 約43,512円の増

ア 現行の支給月数

年度	手当	6月期	12月期	年間
令和4年度	期末手当	1.20月	1.20月	2.40月
	勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月
	合計	2.15月	2.15月	4.30月

イ 改定後

年度	手当	6月期	12月期	年間
令和4年度	期末手当	1.20月	1.20月	2.40月
	勤勉手当	0.95月	1.05月	2.00月
	合計	2.15月	2.25月	4.40月

年度	手当	6月期	12月期	年間
令和5年度以降	期末手当	1.20月	1.20月	2.40月
	勤勉手当	1.00月	1.00月	2.00月
	合計	2.20月	2.20月	4.40月

(3) 再任用職員の場合

年間 2.25月 → 2.30月 (0.05月引上げ)

※ 再任用職員数 119人 (令和4年6月1日現在、一般会計ベース)

※ 勤勉手当引上げに伴う影響額

・再任用職員 約10,700円の増

ア 現行の支給月数

年度	手当	6月期	12月期	年間
令和4年度	期末手当	0.675月	0.675月	1.35月
	勤勉手当	0.45月	0.45月	0.90月
	合計	1.125月	1.125月	2.25月

イ 改定後

年度	手当	6月期	12月期	年間
令和4年度	期末手当	0.675月	0.675月	1.35月
	勤勉手当	0.45月	0.50月	0.95月
	合計	1.125月	1.175月	2.30月

年度	手当	6月期	12月期	年間
令和5年度以降	期末手当	0.675月	0.675月	1.35月
	勤勉手当	0.475月	0.475月	0.95月
	合計	1.15月	1.15月	2.30月

(4) 特定任期付職員の場合

年間 3.25 月 → 3.30 月 (0.05 月引上げ)

※ 特定任期付職員数 1 人

※ 期末手当引上げに伴う影響額

・特定任期付職員 27,686 円の増

ア 現行の支給月数

年 度	手 当	6 月期	12 月期	年 間
令和4年度	期末手当	1.625 月	1.625 月	3.25 月

イ 改定後

年 度	手 当	6 月期	12 月期	年 間
令和4年度	期末手当	1.625 月	1.675 月	3.30 月

年 度	手 当	6 月期	12 月期	年 間
令和5年度以降	期末手当	1.65 月	1.65 月	3.30 月

(5) 給与改定の実施時期

施行日：改正条例の公布日及び令和5年4月1日の2段階施行

2 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正（案）について

(1) 期末手当の引上げ

期末手当を0.10月引上げ（病院事業管理者は0.15月引上げ）

年間支給月数 常勤特別職職員 4.05月→4.15月

病院事業管理者 4.00月→4.15月

ア 令和4年度について（常勤特別職職員）

6月期の期末手当：2.025月（支給済み）

12月期の期末手当：2.025月から2.125月に引上げ（0.10月引上げ）

年間の支給月数：4.05月から4.15月に引上げ（0.10月引上げ）

イ 令和5年度以降について（常勤特別職職員）

6月期の期末手当：2.025月から2.075月に引上げ（0.05月引上げ）

12月期の期末手当：2.125月から2.075月に引下げ（0.05月引下げ）

年間の支給月数：4.15月

(2) 常勤特別職職員の場合

年間 4.05月 → 4.15月（0.10月引上げ）

※ 常勤特別職職員数 4人

※ 期末手当引上げに伴う影響額

- ・市長 88,520円の増
- ・副市長 89,576円の増
- ・教育長 86,668円の増

ア 現行の支給月数

年度	手当	6月期	12月期	年間
令和4年度	期末手当	2.025月	2.025月	4.05月

イ 改定後

年度	手当	6月期	12月期	年間
令和4年度	期末手当	2.025月	2.125月	4.15月

年度	手当	6月期	12月期	年間
令和5年度以降	期末手当	2.075月	2.075月	4.15月

(3) 病院事業管理者の場合

年間 4.00月 → 4.15月 (0.15月引上げ)

※ 病院事業管理者数 1人

※ 期末手当引上げに伴う影響額

・病院事業管理者 122,859円の増

ア 現行の支給月数

年度	手当	6月期	12月期	年間
令和4年度	期末手当	2.00月	2.00月	4.00月

イ 改定後

年度	手当	6月期	12月期	年間
令和4年度	期末手当	2.00月	2.15月	4.15月

年度	手当	6月期	12月期	年間
令和5年度以降	期末手当	2.075月	2.075月	4.15月

(4) 改定の実施時期

施行日：改正条例の公布日及び令和5年4月1日の2段階施行

3 厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正（案）について

(1) 期末手当の引上げ

期末手当を0.10月引上げ

年間支給月数 議長、副議長及び議員 4.05月→4.15月

ア 令和4年度について

6月期の期末手当：2.025月（支給済み）

12月期の期末手当：2.025月から2.125月に引上げ（0.10月引上げ）

年間の支給月数：4.05月から4.15月に引上げ（0.10月引上げ）

イ 令和5年度以降について

6月期の期末手当：2.025月から2.075月に引上げ（0.05月引上げ）

12月期の期末手当：2.125月から2.075月に引下げ（0.05月引下げ）

年間の支給月数：4.15月

(2) 議員の場合

年間 4.05月 → 4.15月（0.10月引上げ）

※ 議員数 28人

※ 引上げに伴う影響額

- ・議長 67,920円の増
- ・副議長 58,800円の増
- ・議員 54,240円の増

ア 現行の支給月数

年度	手当	6月期	12月期	年間
令和4年度	期末手当	2.025月	2.025月	4.05月

イ 改定後

年度	手当	6月期	12月期	年間
令和4年度	期末手当	2.025月	2.125月	4.15月

年度	手当	6月期	12月期	年間
令和5年度以降	期末手当	2.075月	2.075月	4.15月

(3) 改定の実施時期

施行日：改正条例の公布日及び令和5年4月1日の2段階施行

給与改定に伴う職員給与費の12月期補正予算について

1 12月期補正予算額について（企業会計除く）

給与改定に伴う職員給与費の12月補正予算額は、一般会計ベースで、約94,463千円、職員1人当たりでは、約61,499円となります。

特別会計及び議員の給与改定も含めた影響額は、約99,247千円となります。

【一般会計】12月期補正予算増額内訳

会計区分	項目	年間影響額
一般会計	給料引上げ分	14,758千円
	給料引上げに伴う地域手当の跳ね返し分	2,095千円
	給料引上げに伴う時間外勤務手当の跳ね返し分	2,638千円
	給料引上げに伴う期末勤勉手当の跳ね返し分	5,842千円
	勤勉手当（特別職等は期末手当）0.10月引上げ分	57,269千円
	給料引上げに伴う期末勤勉手当の跳ね返し分+勤勉手当（特別職等は期末手当）0.10月引上げ分に対する共済負担金	11,861千円
合計		94,463千円

※ 一般会計職員数 1,536人（令和4年4月1日現在）

※ 一般会計の職員：特別職（4人）、一般職（1,412人）、再任用職員（119人）、特定任期付職員（1人）

【特別会計】

会計区分	項目	年間影響額
特別会計	後期高齢者医療事業	給料、地域手当、
	国民健康保険事業	時間外勤務手当、期
	介護保険事業	末勤勉手当、共済費
合計		3,247千円

【議員】

区分	項目	年間影響額
一般会計	議員 期末手当	期末手当0.10月 引上げ分
合計		1,537千円

※議員数 28人（令和4年4月1日現在）

総合計（企業会計除く）	99,247千円
-------------	----------